

第 8 9 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 1 号 )

---

招 集 年 月 日 令 和 2 年 2 月 2 5 日 ( 火 曜 日 )

---

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

---

開 会 2 月 2 5 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 1 日 )

---

議 事 日 程

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日 程 第 2 会 期 の 決 定

日 程 第 3 第 1 号 議 案 宍 粟 市 森 林 環 境 譲 与 税 基 金 条 例 の 制 定 に つ い て

日 程 第 4 第 2 号 議 案 宍 粟 市 福 祉 医 療 費 助 成 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 5 第 3 号 議 案 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 6 第 4 号 議 案 宍 粟 市 介 護 保 険 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 7 第 5 号 議 案 宍 粟 市 空 き 家 等 の 対 策 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 8 第 6 号 議 案 宍 粟 市 ち く さ 高 原 総 合 レ ク リ エ ー シ ョ ン 施 設 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 9 第 7 号 議 案 宍 粟 市 営 住 宅 条 例 等 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 1 0 第 8 号 議 案 宍 粟 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 条 例 及 び 宍 粟 市 手 数 料 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 1 1 第 9 号 議 案 宍 粟 市 土 万 ふ れ あ い 木 工 館 条 例 の 廃 止 に つ い て

日 程 第 1 2 第 1 0 号 議 案 宍 粟 市 ち く さ 高 原 総 合 レ ク リ エ ー シ ョ ン 施 設 に 係 る

指

定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

日 程 第 1 3 第 1 1 号 議 案 宍 粟 市 過 疎 地 域 自 立 促 進 計 画 の 変 更 に つ い て

日 程 第 1 4 第 1 2 号 議 案 令 和 元 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 4 号 )

- (第 3
- 第 13号議案 令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算  
3号)
- 第 14号議案 令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算 (第  
号)
- 日程第 15 第 15号議案 令和2年度宍粟市一般会計予算  
第 16号議案 令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算  
第 17号議案 令和2年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算  
第 18号議案 令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算  
第 19号議案 令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計予算  
第 20号議案 令和2年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算  
第 21号議案 令和2年度宍粟市水道事業特別会計予算  
第 22号議案 令和2年度宍粟市下水道事業特別会計予算  
第 23号議案 令和2年度宍粟市病院事業特別会計予算
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第 1号議案 宍粟市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 4 第 2号議案 宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 5 第 3号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 第 4号議案 宍粟市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 7 第 5号議案 宍粟市空き家等の対策に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 第 6号議案 宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部改正について
- 日程第 9 第 7号議案 宍粟市営住宅条例等の一部改正について
- 日程第 10 第 8号議案 宍粟市固定資産評価審査委員会条例及び宍粟市手数料条例の一部改正について
- 日程第 11 第 9号議案 宍粟市土万ふれあい木工館条例の廃止について

日程第 1 2 第 10 号議案 宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指

定管理者の指定について

日程第 1 3 第 11 号議案 宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 1 4 第 12 号議案 令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第 4 号）

第 13 号議案 令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算

（第

3 号）

第 14 号議案 令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第

3

号）

日程第 1 5 第 15 号議案 令和 2 年度宍粟市一般会計予算

第 16 号議案 令和 2 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算

第 17 号議案 令和 2 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算

第 18 号議案 令和 2 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算

第 19 号議案 令和 2 年度宍粟市介護保険事業特別会計予算

第 20 号議案 令和 2 年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算

第 21 号議案 令和 2 年度宍粟市水道事業特別会計予算

第 22 号議案 令和 2 年度宍粟市下水道事業特別会計予算

第 23 号議案 令和 2 年度宍粟市病院事業特別会計予算

---

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（16名）

1 番	津 田 晃 伸	議 員	2 番	宮 元 裕 祐	議 員
3 番	榎 橋 美 恵 子	議 員	4 番	西 本 諭	議 員
5 番	今 井 和 夫	議 員	6 番	大 久 保 陽 一	議 員
7 番	田 中 孝 幸	議 員	8 番	神 吉 正 男	議 員
9 番	田 中 一 郎	議 員	1 0 番	山 下 由 美	議 員
1 1 番	飯 田 吉 則	議 員	1 2 番	大 畑 利 明	議 員
1 3 番	浅 田 雅 昭	議 員	1 4 番	実 友 勉	議 員
1 5 番	林 克 治	議 員	1 6 番	東 豊 俊	議 員

---

欠 席 議 員            な    し

---

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 宮 崎 一 也 君            書            記 小 谷 慎 一 君  
書            記 小 椋 沙 織 君            書            記 中 瀬 裕 文 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市            長 福 元 晶 三 君            副   市   長 中 村            司 君  
教   育   長 西 岡 章 寿 君            参事兼総合病院事務部長 隅 岡 繁 宏  
君  
企 画 総 務 部 長 坂 根 雅 彦 君            まちづくり推進部長 津 村 裕 二  
君  
市 民 生 活 部 長 平 瀬 忠 信 君            健 康 福 祉 部 長 世 良            智  
君  
産 業 部 長 名 畑 浩 一 君            建 設 部 長 富 田 健 次  
君  
一 宮 市 民 局 長 上 長 正 典 君            波 賀 市 民 局 長 坂 口 知 巳  
君  
千 種 市 民 局 長 福 山 敏 彦 君            会 計 管 理 者 田 中 祥 一  
君  
教 育 委 員 会 教 育 部 長 前 田 正 人 君            農 業 委 員 会 事 務 局 長 西 村 吉 一  
君

(午前 9時30分 開会)

○議長(東 豊俊君) 皆様、おはようございます。開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第89回宍粟市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には御健勝にて御参集いただきましたこと、まことに御同慶に存じます。

さて、今期定例会には、議案23件が上程されることとなっておりますが、いずれも重要な案件ばかりでございます。特に、今回は、市民生活に直結する令和2年度の予算案が上程されます。議員各位には慎重審議、御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

なおまた、今回は約1カ月に及ぶ長期間となりますが、円滑なる議事運営に御協力をくださいますようお願いを申し上げまして、一言の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、市長、挨拶をどうぞ。

○市長(福元晶三君) 皆さん、おはようございます。本日、第89回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し深く敬意を表する次第であります。

この冬は常に雪不足が懸念される暖かい日が続いた上、例年のインフルエンザに加え新型コロナウイルスの影響が心配される状況が続いておるところであります。市も庁内で対策会議を設置しておりますが、今後も万全を期したいと、このように考えておるところであります。

なお、各種市主催等のイベントの開催につきまして、中止あるいは延期を含めて現在検討を加えておるところであります。逐一また情報を発信してまいりたいと、このように考えております。

市民の皆様には、小まめな手洗い、あるいは外出からのうがい、あるいは咳エチケット等、予防対策を常々呼びかけておりますが、さらに講じていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、今年の夏は東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、5月24日には聖火が本市にやってきます。次世代を担う子どもたちに夢と希望が与えられるものにしていきたいと、このように考えておるところであります。

さて、人口減少が待ったなしの状況下、その対策が急務であります。今こそ市民の皆様とともに、知恵を絞り、ふるさと宍粟への熱い思いを結集して、今ここに住

んでいる私たちがこの苦難に立ち向かわなくてはなりません。

本市では、第2次総合計画の前期基本計画及び地域創生総合戦略において、人口減少対策を最重要課題に掲げ、住む、働く、産み育てる、まちの魅力の四つの戦略を展開してまいりました。

令和2年度は、令和3年度からの新しい5年間の方向性を示す総合計画の後期基本計画及び第2次となる地域創生総合戦略を策定する重要な年度になります。

新年度の予算におきましても、これまで取り組んできました子ども医療費助成、あるいは病児・病後児保育、それに加え新たな子育て支援策やひきこもり対策事業を展開するほか、またとない体験になるであろう東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業、さらには長きにわたる懸案であった都市計画道路整備事業など、市民の皆様とともに進めていきたいと存じますので、よろしくごお願い申し上げます、このように思います。

なお、施政方針につきましては、後ほど説明をいたしますので、あわせてよろしくごお願い申し上げます。

本定例会におきましては、宍粟市森林環境譲与税基金条例の制定、令和元年度の補正予算、令和2年度予算等々23議案の上程を予定しております。

議員各位には、慎重に御審議賜り、何とぞ原案に御賛同賜りますよう、重ねてごお願い申し上げます、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。長期間となりますが、どうぞよろしくごお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） ただいまから、第89回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分事項の報告書が2件、市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、令和元年度宍粟市農業共済事業特別会計における地方公営企業法第24条第3項の適用についての報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告4、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通

知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書写しのとおりであります。

報告 5、本日市長から議案 23 件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（東 豊俊君） 日程第 1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 89 条の規定により、議長より指名します。

4 番、西本 諭議員、5 番、今井和夫議員、以上、両議員にお願いします。

#### 日程第 2 会期の決定

○議長（東 豊俊君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 23 日までの 28 日間としたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から 3 月 23 日までの 28 日間に決定しました。

#### 日程第 3 第 1 号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第 3、第 1 号議案、宍粟市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第 1 号議案、宍粟市森林環境譲与税基金条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成 31 年 4 月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、森林の整備に関する施策の財源として森林環境譲与税が令和元年度から都道府県及び市町村に譲与されております。

その用途につきましては、森林の整備及びその促進に関する費用として使用することとなっており、単年度で全額を活用できない場合には、翌年度以降に繰り越すこととされております。

当基金条例は、翌年度以降に繰り越す当該譲与税を適正に管理し、翌年度以降の森林の整備に関する施策の財源に充てるための基金として制定するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑でございます。それでは、第1号議案、宍粟市森林環境譲与税基金条例の制定について、質疑をさせていただきます。

今も提案があったとおりの趣旨というのは理解できるわけですが、この判断に至った中身、どういう考え方をお持ちなのか、そのあたりを少し聞いてみたいというふうに思うんですが、まず最初に、この森林環境譲与税は令和元年度から譲与されていますが、当初からそういう繰り越しが発生するというようなことは理解できたわけで、そう考えますと、最初の段階でこの基金条例を制定すべきではなかったのかなというふうに思うんですが、なぜ令和2年度からになったのか、その辺の理由を1点お伺いしたいというふうに思います。

令和元年度には、森林環境譲与税は本市の場合、約5,400万円交付されたというふうに思いますが、今も提案がありましたように、森林整備や担い手育成、あるいは環境教育、そういうものに交付額全体を事業予算として執行されてきたというふうに思います。そういうことから、なぜ事業予算とせず、今回基金設置を選択されたのか、その理由ですね。それから、基金を設置することのメリット、そういうものをお伺いしたいというふうに思います。

それと、今年度の交付額は、前年度の2倍になる見込みでございますが、その後も順次譲与額はふえる見込みがあります。この基金の積み立てによって、どのような用途、使い道を想定されているのか。この設置のメリットがあるというふうにおっしゃるのであれば、それを生かして具体的にどのような事業計画を考えておられるのか。今の段階で結構ですので示してほしいというふうに思います。

それから、もう1点ですが、森林環境譲与税はその使い道が決められておりますから、使った内容については公表しなければならないというふうに思いますが、どのような方法で公表をされようとしているのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 具体的な内容ですので、私のほうから御説明をさせてい



たきます。

まず1点目、当初より基金を設置すべきではなかったのかといった質問かと思えます。

平成31年度、令和元年度より導入された森林環境譲与税に係る基金の設置を当初に行わなかった理由につきましては、当初事業計画において一般財源として譲与税を受け入れ、歳出において全額を活用し、関連する森林整備事業に充当し、事業を推進することとしていたためでございます。

当然、譲与税の中で基金の設置といったところも国のほうからは示されていたわけなんですけれど、事業を執行する中で、お金が余りますと、当然また基金の設置といったことも検討するといったことは年度当初から想定はしておりました。

2点目、基金設置を選択した理由でございますけれど、森林環境譲与税は森林の整備及びその促進に要する経費に充てるよう定められておりますが、各年度の事業の進捗状況により譲与税の全額を執行できなかった場合、その未執行額を翌年度以降の事業費に充てることとするため、また、今後森林管理の意向調査などを実施する中で、森林整備を計画的に、これが一番メリットかと思えますけど、計画的に安定した財源による基金を設置して進めていく、このために基金を設置したということでございます。

3点目、基金積み立てによる譲与税の用途につきましては、管理不全や不在村森林などの未整備森林を計画的に整備するため、新たな森林管理システムに伴う人材育成や森林整備を核として関連する担い手育成や森林教育事業など、総合的な視点で森林整備事業に活用していきたいと考えてございます。

現在、活用については、5点ないし6点、お示ししているわけなんですけれど、そういったところ、また発展的には今から考えていかなければならないこと、このように使っていきたいと考えてございます。

最後の質問でございます。用途内容の公表につきましては、市のホームページ等で公表することと考えております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 公表のところは当然ホームページでしょうけど、なかなか全ての方がホームページをごらんになるということはないと思いますので、これはもう少し公表の方法は市民全体が共有できるような方法を考えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それと、基金に積み立てて、計画的にそれを運用するということが、どうもメリットとしてあるというふうに受けとめたんですけども、私は今の森林の果たしている役割、特にこの森林環境譲与税の目的というのは地球温室効果ガスの削減とか、災害防止ということが大きな目的として、この財源を使って緊急にそれらの効果を発揮するように事業をしなければいけないという大きな目的があると思うんですね。

そういうふうに考えますと、温室効果ガスの問題というのは、もう待ったなしの状況でありますし、それから災害防止という意味でも、宍粟市は大きな災害を受けてきているわけですから、基金に積み立てていくということじゃなくて、もうその年に交付された財源はどんどんその年度の事業計画に入れていって、今言いました二つの効果を発揮できるような目的で使わなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

それから、さらに、木材の利用促進ということも、これも市長が公約をされているわけですから、そういうものをどんどん積極的に使っていくという視点が私は重要ではないかなと思ひまして、なぜ基金なのかあと。やっぱりどんどん当年度の予算執行をしていく、この財源で足らなかつたら一般財源を放り込んででも、今言いました目的達成のために宍粟はやっていくんだという、そういう気構えを見せてほしいなというふうに思いますけども、その辺の議論はいかがだったのでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 周知の方法につきましてはもちろんホームページ等を見られない方もいらっしゃると思いますので、例えば広報であったり、そういった広くお知らせするようなことも検討していかなければならないと考えております。

それと、2点目の質問で、やはり環境の問題であったりとか、防災の問題、災害抑止の問題、これは本当に中山間地域の大きな課題になっております。このことを進めるというのは市の方針でも掲げてございます。そのために森林環境譲与税のほうもこういった制度として成り立っているわけなんですけれど、進めるにしてもやはり体制の整備であったりとか、人材の育成、こういったところに非常に大きな課題もございます。そういったところも十分議論する中で進めていくというところで、当然お金を活用してやっていくという考えはありますけれど、そのまず体制の整備であったり、人材の育成のところのスキームなり、計画、こういったところもしっかりしていかないと、なかなかお金を置いても執行し切れないといったこともございますので、そういったところについてはやはり基金を設けて、その中で重点的に対応するところは今後していく、このような考えで基金を設置しております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） もう最後ですので。今部長そういうふうにおっしゃいましたけど、これは市長にその辺のリーダーシップをとってもらわなければいけないというふうに思いますので、先ほど申し上げました温室効果ガスの問題とか、災害防止の視点でこの財源をどんどん運用していくと、積み立てばっかりしていくわけにはいかないと私は思っていますので、その辺のちょっと考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 基本的には、今年度の当初予算に置いたとおり、一般財源の中で全額使って行って、しっかりその目的に沿っていくというのは、これはもう原則だと私も考えております。

しかし、先ほど部長が説明したとおり、今年度の事業の中でもどうしてもできない部分が当然あったわけでありまして。それは人材育成の部分、特に森林管理システムをどうやってつくっていくかという部分で、少し動いてない部分があって、その財源については基金をもって、次年度でしっかり使って、あるいは次年度の予算と合わせてやっていくと、こういうことが大事かと思っておりますので、基本的には今大畑議員がおっしゃった方向で私は進めるべきだと、このように考えておりますので、その方向でこの問題について対応していきたいと、このように思っています。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第1号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第4 第2号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第4、第2号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第2号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、所得税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、県の福祉医療費助成事業実施要綱が改正されたことを受け、「所得を有しない者」の規定に引用している所得税法の条文を、同法改正前

の条文に読みかえるための文言の整理と地方税法の改正による重度障害者の所得判定の規定に引用している条文中の項ずれに対応するため、所要の改正を行うものがあります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第2号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第5 第3号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第5、第3号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第3号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度から県と市町が共同保険者となる新たな国民健康保険制度が始まり、あわせて国民健康保険の財政運営の安定化、事務の標準化、広域化及び効率化を推進するため、兵庫県国民健康保険運営方針が策定され、その運営方針に沿って事業が進められております。

これらのことを受け、本市におきましても運営方針に基づき、被保険者への税負担を考慮しつつ、平成30年度から段階的に資産割を含んだ4方式から所得割、均等割、平等割による3方式への移行に取り組んでおります。

今回の改正は、資産割を廃止し、3方式への完全移行を行うものであり、平等割は据え置き、所得割及び均等割で調整を図っております。

諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第3号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第6 第4号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第6、第4号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第4号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

介護保険の第1号被保険者の保険料につきましては、平成27年4月から消費税による公費を投入し、特に所得の低い方を対象に保険料の軽減を行っているところであります。

令和元年10月には、消費税率10%への引き上げにあわせてさらなる保険料の軽減を行っておりますが、この措置は10月以降の消費税引き上げによる財源を充て、段階的に行うこととしており、令和2年度以降の半分の水準で行っております。

今回の改正は、令和2年度以降の完全実施に伴い、保険料の軽減強化を行うものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(東 豊俊君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第4号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第7 第5号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第7、第5号議案、宍粟市空き家等の対策に関する条例

の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第5号議案、宍粟市空き家等の対策に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

近年、適正な管理が行われない空き家等が増加する中、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、この法律により空き家等の所有者等には、みずからの責任において適正な管理が求められ、市町村は対策の実施と必要な措置を講ずるよう努めるものとされました。

本市におきましては、法の施行に先駆け、平成26年に宍粟市空き家等の対策に関する条例を制定し、空き家バンクの運営や所有者等に対する助言・指導及び老朽危険空き家に対する除却費支援を行うなどの対策を講じてきたところでありますが、今後、管理不全の空き家等の増加が危惧されるなど、空き家問題は看過できない重要な課題となっています。

このような状況の中、令和元年7月に法に基づく宍粟市空き家等対策協議会を設置し、本市が取り組むべき空き家等対策の方向性等を定めた宍粟市空き家等対策計画を策定しました。

今後は、この計画に基づく施策を着実に実施していくとともに、法に定められた空き家等への措置を明確にし、また、法に定めのない空き家等への対策についても必要な措置が講じられるよう、本条例を改正するものであります。

本条例の基本理念に基づき、市民の安全かつ安心な生活環境を確保するため、空き家の適正な管理を推進するとともに、地域活性化の有効な資源として空き家を捉え、各施策とも連携を図りながら、定住人口及び交流人口の増加を目指し、積極的な利活用に取り組んでまいります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

6番、大久保陽一議員。

- 6番（大久保陽一君） 6番の大久保陽一です。第5号議案、宍粟市空き家等の対策に関する条例の一部を改正する条例に関して、質疑を行います。

25 条に、市長は必要があると認めるときは、管理不全状態にある空き家の所在地及び管理不全状態の内容に関する情報を関係行政機関、自治組織等に提供し、当該管理不全状態を解消するために必要な協力を要請することができるがあるが、関係行政機関とは具体的にどこなのか。当然警察も含まれていると理解してよいのか。

以上、質疑いたします。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 条例第 25 条の関係行政機関等との連携についてでございますが、関係行政機関とは、警察、消防、兵庫県等の機関を指しており、各関係機関に協力要請を行いながら、空き家等の適切な管理を促進していくことといたしております。

○議長（東 豊俊君） 6 番、大久保陽一議員。

○6 番（大久保陽一君） 当然警察も含まれているということであれば、強制力も持ってこの条例にある管理不全状態を解消するための措置が行われると理解してよろしいですか。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 警察等の連携についてでございますが、当然この条例の中で代執行であったり、略式代執行といったところも規定しているわけなんですけど、その際に不測の事態、代執行に対する妨害行為であるとか、危険物が出てきたときなどの対応、こういったところを当日警察に立ち会いを求めながら、実施していく、このようなことも考えてございます。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第 5 号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第 8 第 6 号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第 8、第 6 号議案、宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第 6 号議案、宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本施設の公衆浴場につきまして、先般、温泉法に基づき 10 年に一度の温泉成分

分析を行いました。その結果、ラドンの含有量が基準を満たしておらず、温泉として取り扱うことができない状況となりました。また、公衆浴場の利用者が少ないことから、現在は宿泊者のみを対象とした入浴サービスに運用を変更しており、地元住民等におかれましても、既に現行の運用に御理解をいただいているところであります。

このような状況を踏まえ、公衆温泉浴場としての取り扱いを廃止するよう、所要の改正を行うものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第6号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第9 第7号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第9、第7号議案、宍粟市営住宅条例等の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第7号議案、宍粟市営住宅条例等の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容につきましては、入居する際の同居親族や保証人に係る用件について見直しを行うものであります。

あわせて、市営住宅条例につきましては、中山台団地15戸の取り壊しに伴う用途廃止を行うほか、認知症入居者等に係る収入申告義務の緩和、条項ずれ対応、文言の整理を行うものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。



通告に基づき発言を許可します。

10番、山下由美議員。

- 10番（山下由美君） 10番の山下由美です。第7号議案、宍粟市営住宅条例等の一部改正について、宍粟市が連帯保証人制度を維持する理由についての質疑をさせていただきますと思います。

国や県の動きに基づいて、兵庫県においても公営住宅入居時の連帯保証人を廃止するという方針であります。

宍粟市におきましては、連帯保証人制度を維持するという一方で、先日の委員会でも説明が行われておりましたが、やはりその理由というところで納得がいきませんので、質疑させていただいております。

宍粟市におきましても、低所得者が連帯保証人を見つけることが困難で、最初から入居を諦めているという方がおられましたのに、なぜ連帯保証人制度を維持していくのかということを質疑いたします。

- 議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

建設部、富田部長。

- 建設部長（富田健次君） まず1点目の国や県の動きに基づいて、兵庫県においても連帯保証人を廃止する方針であるにもかかわらず、宍粟市においてはその制度を維持するのは、その理由ということなのですが、国土交通省におきましては、近年身寄りのない単身高齢者等が増加していることを踏まえると、今後、公営住宅への入居に際して、保証人の確保が困難となることが懸念されるという考えのもと、保証人に関する規定を削除した公営住宅管理標準条例の案を示されました。

これに伴いまして、平成30年3月には、今後の公営住宅への入居に際しての取り扱いの留意点ということで、技術的な助言として各都道府県の住宅局長のほうにも通知をされたところでございます。そして、その技術的な助言の通知に際しましては、住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることのないよう、地域の実情等を総合的に勘案して、適切な対応を願うということを示されたところでございます。

今般の国交省公営住宅標準条例の改正、そして、兵庫県の条例改正の決定方針については、現行の制度が入居に際しての支障となっているか。また、入居後の公営住宅の適正管理に関して、連帯保証人の有無がどのように影響していくのかについて、再度確認を行ってございました。確認を行う中で、住宅家賃の滞納抑制につながった事例があったこと、また、これまで宍粟市において連帯保証人を確保できな

いことを理由に入居を断念された事例というのが確認できなかったこと、こういったことに基づきまして、今回の保証人制度を存続するというところに決定したところでございます。

なお、今回の条例改正に当たりましては、国土交通省が通知の趣旨としてございます住宅に困窮している低額所得者に的確に公営住宅が供給されるよう配慮願うということを踏まえまして、連帯保証人の資格要件について、「市内に居住する」を「原則として市内に居住している」ということで要件緩和するほか、認知症等入居者に係る収入申告義務の緩和、さらには入居要件に関しまして、現行の運用を踏まえまして、同居親族要件を削除するなどの改正を行うこととしてございます。

なお、二つ目にございました低所得者が連帯保証人を見つけることが困難で入居を諦めておられたということなのですが、確認をさせていただいたところ、そういった事例はなかったというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど建設部長は、連帯保証人を見つけることができなくて入居を諦めておられたという事例がなかったというふうにおっしゃられたわけなんですけれども、私がこの質問をいたしました理由というのは、この議案が提案される前に、新聞報道等で兵庫県においても公営住宅入居時の連帯保証人を廃止する方針であると。それから国土交通省もそういう方針であって、判断は各自治体に委ねられていると。そういったような新聞記事を見られた宍粟市にお住まいの若い方から、またその若いお友達から聞いたんですけども、こういうことだけでも、市においてもそうなるんやろうなというふうなことを言われて、それで兵庫県がそうするんやったら、市もそういう方向で考えているところやと思うからというような返事を返しておるわけなんです。そういうところで先日の委員会で宍粟市は連帯保証人を維持する方向だというお話を聞いたときに、やはり私としまして納得がいかなかったというようなことから、今回の質問をさせてもらったわけなんですけども、本当にその連帯保証人を見つけることが困難で入居を諦めておられる方が宍粟市にはおられないというふうに部長はしっかりと把握、あるいは市長ははっきりと把握されていると言えるのかどうか、質疑いたします。

○議長（東 豊俊君） 建設部、富田部長。

○建設部長（富田健次君） 私が先ほど説明させていただきましたのは、特に合併以

降の宍粟市におきまして、これまで住宅の入居の申し込みに当たりまして、連帯保証人が見つからないから、じゃあ住宅の入居を断るとするか、断念するわといった事例はなかったということで報告させていただいたところでございます。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 3回目の質問で、最後の質問になりますので、市長にお尋ねしたいと思うんですけれども、県営住宅には連帯保証人は要らない、市営住宅には連帯保証人が要るといようなことになって、非常に混乱してくるといようなことも考えられますし、また、低所得者の公営住宅入居に際しての地域格差というのが広がって、それでどこの地域、どの市に住もうかとか、そういったことを選択する方も出てくるというふうにも考えられて、やはり宍粟市の人口減少にもつながるのではないかなとか、広く考えたらそんなふうにも思われたりもします。

それで、連帯保証人制度の維持のための目的の一つとして、入居者の支援、連携などの役割も果たしているというふうに委員会のほうでも説明されたんですけれども、この連帯保証人をなくしていくというところでは、緊急連絡先の提出というのを求める条件にしておられるところが本当に多いわけですが、宍粟市においてもやはりそういったことを求めるというような項目をつくって、やはり地域間格差を生まないように、宍粟市に多くの方が住みたいなど考えてくださるように、国や県の動きに基づいた連帯保証人制度は廃止という方向をとるべきではなかったのかなど考えるのですが、市長はどのようにお考えなのかということを質疑いたします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 詳細については、担当部長が御答弁させていただいたとおりであります。この件につきましては、条例改正でかなり担当部含めて政策会議でも議論をさせていただきました。時代の流れの中でやっぱり連帯保証人を廃止すべきじゃないか。それによって可能な限り市営住宅に入っていただくと、こういう考え方もあると、こういうことであります。

ただ、私も大変申しわけないんですが、県の住宅審議会の委員をしておりまして、県の県営住宅のことについても参画してそういう方向も聞きました。ただ、その段階で、兵庫県全体で一律それぞれが全部一斉にそうしようということでもなかったわけでありまして。というのは、基本的にこれまで御存じのとおり、やっぱり一番大きな課題として、いろんな状況もあるんですが、やっぱり滞納の問題をどう整理したり、いろいろこれからどう整理していくかということも一つの議論としてありました。

そういうことも踏まえますと、兵庫県は 99% ぐらいもう県営住宅は廃止しています。残念ながら市も職員に努力していただいておりますが、なかなか厳しい状況でもあります。そのことと直接因果関係は別にしましても、これまでの歴史の中でやっぱりどっかでそういうことをしながら、ただ、高齢者やいろんな場合についてはできるだけ柔軟に対応していこうというところで、両面で今回の条例になったということで御理解いただきたいと、このように思います。

ただ、いろいろ今後委員会でも説明があらうかと思いますが、近隣の市町の状況を見ておきますと、今年度はこういう状況を見て、近隣と十分調整をしながら今後のことは対応しなくてはならないという方向も一部議論の中で出ておまして、直ちに全部廃止というわけにはなかなか至らなかったと、こういうことでもありますので、その点よろしくお願い申し上げたいと、このように思います。

○議長（東 豊俊君） 次に、12 番、大畑利明議員。

○12 番（大畑利明君） 12 番、大畑です。私も第 7 号議案、市営住宅条例等の一部改正について、質疑をさせていただきたいと思います。

山下議員と同様、連帯保証人に特化した質疑になりますので、よろしく申し上げます。

重複しますので、事前通告についてはちょっと変わってしまいましたが、お許しをいただきたいというふうに思います。

まず、施行規則の一部改正も視野に入れておられるので、その時点が資料が届くのか遅かったものですから、通告とちょっとマッチしてないので申しわけないんですが、規則を改正をして現行の施行規則で住宅確保の要配慮者、低所得者とか高齢者等々のところについては、連帯保証人の免除規定を残そうという考えに変わりがないかなと思うんですが、ただ、この条例の中で、条例第 6 条の第 2 号のアからキの部分が全部削除してあるんですね。現行条例は、この 6 条の 2 号のアからキと連動して規則がつくってあるので、これ削除してしまうと、どういう人たちを免除するのかということが法制上明らかにならないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺一つお伺いをしたいというふうに思います。

それから、今初めて知ったんですが、市長も県の住宅審議会の委員をされていると。私、この答申が連帯保証人を廃止する方針ということを知りまして、その答申が連帯保証人についてどう判断されているのか、その辺をお伺いしたいというふうに思うんですが、それは部長のほうは理解されておりますか。もし、わからなかったら、市長がお答えいただいたらと思います。

それで、ポイントは今もお話にあったように、滞納の問題が一つ議論になっているというふうに思いますが、これは滞納の抑止の観点から連帯保証人を維持するというふうにおっしゃるのであれば、連帯保証人がこれまでも確保されていたことによって、滞納がどれだけ抑止をされてきたのか。その実態を数字で明らかにしていただきたいと思います。これは今日ここでは間に合わなかったら、委員会に提出をいただきたいというふうに思いますが、口頭でおっしゃっていただける部分については、この場で明らかにしていただきたいと。いわゆる連帯保証人を置いたことで、どれだけ抑止ができたのかというのを具体的に実態として明らかにしていただきたいというふうに思いますが、まず、最初、それだけ質問させてください。

○議長（東 豊俊君） 建設部、富田部長。

○建設部長（富田健次君） まず、1点目の現行条例の部分において、免除を規定するもの、現行の条例でいきますと、第6条の第2号アからキを削除している、これについてどうなのかということなのですが、これにつきまして、保証人の免除につきましては、住宅条例の施行規則におきまして該当するものについて、先ほど申し上げました現行の条例の第6条の第2号の部分引用しておるところでございます。今回、その部分につきましては、規則のほうで保証人を免除できる方を記載して、そういった形で示す改正をしたいというふうに考えてございます。

それから、二つ目の県の方針でございますが、これにつきましては文書によりまして市のほうにも届いてございます。中身については確認をしておるところでございます。

それから、連帯保証人を通じて滞納抑制というんですか、家賃の回収につながったものがわかればということなのですが、具体的な件数といたしましては平成29年度から実際に納付につながったということで19件、金額にいたしまして176万1,000円という事例というんですか、実績というんですか、そういったものがございます。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） そしたら、資料として条例だけで施行規則が出されていませんので、ちょっとその関連性が全くわからないんですね。これ委員会のほうに施行規則の今言いました免除をどのように規定されているのか、その規則案を出していただけますか。

それが1点と、それから、兵庫県の住宅審議会の答申、確認をしているじゃなし

に、私がお尋ねしたのは、どういう答申内容だったのかということをお尋ねしたので、それをおっしゃっていただきたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 建設部、富田部長。

○建設部長（富田健次君） 施行規則の改正の分につきましては、来る委員会のほうに提出したいというふうに思っております。

それから、県の方針でございますけども、それにつきましては、文書でいただいております、内容を確認しておるところでございます。

○議長（東 豊俊君） 内容を言わないと。

○建設部長（富田健次君） 文書で来てございます答申といたしましては、県営住宅における連帯保証人制度のあり方についてという表題で来てございます。背景がございまして、兵庫県の現状が示されております。そして、国の方針についても述べられてございまして、基本方針といたしまして、住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえ、住宅セーフティーネットの中核を担う県営住宅において、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないよう、適切に対応するというところで、その対応につきましては、連帯保証人制度を廃止する。施行日は令和2年4月1日と。こういった内容のものがございます。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） じゃあ、すみません。それもちよっとまた委員会のほうにお示しをいただきたいなというふうに思います。後で答弁をください。

滞納が一つの論点になろうというふうに僕は思うんですけども、県営住宅がもう連帯保証人をなくしていると。これはやっぱり民法の改正の趣旨に合致した方向だろうと思うんです。それよりも市営住宅というのはまだ生活に困窮されている人たちが入居されるところであります。そういうところに対して連帯保証人に負荷をかけていくというのが、この民法改正の趣旨に合致しているのかどうかというのは非常に私は疑問に感じるとこなんです。

それから、滞納の問題を御心配になっているという住宅管理をする立場から言うたらわかるんですが、法の改正の趣旨が本当に十分理解をされているのかなというところが気になります。

私は、その滞納というのはやっぱり防いでいかなければいけないというふうに思うわけですけども、これまでもいろんな住宅に限らず、ほかの滞納も含めてずっと申し上げてきたですけども、実際生活困窮者の方はたくさんいらっしゃるわけですね。こういう今の経済情勢の中でその数がふえているというふうに思うわけです。

そのことが連帯保証人に多く負担がかかる、そういう背景を見直そうというのが法律の趣旨、民法の改正の趣旨であろうというふうに思うので、少し市がやっているとされているところは、改正趣旨に逆行しているんじゃないかなというふうに思っています。

私は、滞納なんかを防いでいくのは、やっぱり家賃を減免をしていく制度をしっかりとつくとか、あるいは消費生活センターがやっている多重債務の解消に向けた生活再建、そういうものの取り組み、そういうものをしっかりとやっていくとかいう、別の制度でもって本来の生活困窮者を救っていくという、そういうことが必要んじゃないかなというふうに考えるわけですけども、その辺について市長、最後にお考えを伺って3回目終わりたいと思います。

その前に、委員会に県の答申が出せるかどうかということの御答弁をお願いします。

○議長（東 豊俊君） 建設部、富田部長。

○建設部長（富田健次君） これにつきましては、兵庫県のほうにちょっと確認をさせていただきますまして、出せるということであれば提出したいというふうに思います。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 恥ずかしながらですけども、私もその審議会に加わって3回議論をしました。市代表と町代表ということでそれぞれの首長が出て、あと神戸大学の先生とか、そういう審議委員さん、ホームページにも出ておりますが。いろいろ3回の議論の中で、民法の改正の理由については十分皆さん理解をして、そのとおりなんです。ただ、あの趣旨は、一定の今の民法の縛りの中で、無造作に何ぼでも保証人に負荷をかけるというわけにいかないの、一定の上限も楽ですよという、そんな意味もあるわけでありまして。

その中で、いろんな方々が特に県営住宅につきましては、99%が滞納がないという状況が報告なされました。そういう中で、民間に委託して滞納整理を云千万円かけてやっておるとい状況があって、市町はなかなかそうはいかないんだと、こう議論もする中で、当面この法律の趣旨は十分理解しながら、やっぱり滞納の処分もしっかりしていけないかん。このことと相まって、それぞれ各市町で基本的には方向性は間違いはないけども、それぞれのところで一遍判断してやっていきたいと思いますということで市町会で決定をされました。

そのことを踏まえて、内部でいろいろ議論した結果、先ほどおっしゃったとおり、今後、この世の中の状況を見ますと、連帯保証人をそのままというのは、これはい

かがかなと私も思っています。ただ、一足座になかなか民法の改正に伴ってすぐというわけにはいかないのです、まずここからスタートして、あるいは近隣の市町でも幾らか廃止しておるところも聞いておりますので、その状況も見ながら、この状況に対応していかなくてはならないのかなあと、このように考えております。

それから、もう一つは、職員も大変な目に遭って滞納整理、先ほどおっしゃったこともそうなのですが、現実はあるところでありますが、そこらともうまく調整をしながら、この問題に対応していきたいと、このように思っています。

しかし、第一歩として幾らか法に沿ったような形もしておりますので、また後ほどいろいろ御意見を委員会等でいただいたらありがたいと、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○12番（大畑利明君） 低所得者の家賃免除規定については。

○市長（福元晶三君） 申しわけありません。これまでもそういった制度で該当される方は幾らかあったかもわかりませんが、さらに低所得者やいろんなことで、そういう免除規定の中でうたえるようであれば、それも今後検討する必要があるのではないかなと、こう思っています。

ただ、今の段階で果たしてこれがこう、あれがこうというわけにはいかないんですけども、十分研究をしていながら、可能な限り市民の皆さんが公営住宅を利用しやすいというか、最後のセーフティーネットとして、そういうことについては努めていきたいと思っています。ただ、今の段階でこれですよ、あれですよというのはちょっとありませんけども、十分検討していきたいと、このように思っています。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第7号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第10 第8号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第10、第8号議案、宍粟市固定資産評価審査委員会条例及び宍粟市手数料条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第8号議案、宍粟市固定資産評価審査委員会条例及び宍粟市手数料条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、デジタル手続法の施行に伴い、関係する条例の文言や廃止される事項について、所要の整理を行うものであります。



それぞれ御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第 8 号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託  
します。

#### 日程第 11 第 9 号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第 11、第 9 号議案、宍粟市土万ふれあい木工館条例の  
廃止についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第 9 号議案、宍粟市土万ふれあい木工館条例の廃止につつま  
して、提案理由の御説明を申し上げます。

土万ふれあい木工館は、平成 15 年度より活用を開始し、その後、地元自治会に  
よる指定管理により、豊かな山村資源を生かした地域活動の取り組みや、高齢者の  
生きがい発揮の場を提供するとともに、都市住民との交流事業を実施してありまし  
た。

しかし、指定管理等については、平成 26 年度に終了したため、その用途につい  
て地元自治会と協議を進めてまいりましたが、施設の用途を廃止することで協議が  
整ったことから、本条例を廃止しようとするものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第 9 号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託  
します。

日程第 1 2 第 1 0 号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第 12、第 10 号議案、ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第 10 号議案、ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る令和 3 年 4 月 1 日から、令和 14 年 3 月 31 日までの 11 年間の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本施設につきまして、現在の指定管理者であるちくさ高原開発企業組合から、利用者のサービス向上と、運営の安定化を図るため、人工降雪機導入計画等の提案がありました。

同団体の提案内容も含め、宍粟市指定管理者選定審議会に諮問したところ、審査基準を満たし、次期指定管理者として適正であるとの答申をいただきました。

この答申を踏まえ、検討しました結果、同団体を次期指定管理者として指定することで施設の効率的、かつ効果的な管理運営が行われ、市北部地域のにぎわいを創出し、地域経済に好循環をもたらすものと判断いたしましたので、提案するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第 10 号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第 1 3 第 1 1 号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第 13、第 11 号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第 11 号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成 27 年 12 月に策定しました宍粟市過疎地域自立促進計画において計上しております過疎地域の自立のための振興施策に関連する事業を追加し、有利な過疎債を財源として、過疎地域の計画的な振興施策を推進するため、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容としましては、交通体系の整備に関する事業としまして、市道路線 12 路線及び橋梁 10 橋を追加計上するものであります。

市道のうち、米山加生線、山崎 5 号線、千草黒土線、三津 3 号線、坂本線及び上野水谷線は道路排水施設の改修、鹿沢中比地線は歩道の改善、アラボリ 1 号線は横断勾配の改良、中広瀬 2 号線は車道の有効幅員の拡充、西山田線（1）は視距の改良を行うものであります。

また、山田門前線は既存の石畳舗装が車両通行等により劣化し、通行に支障がある状態となっていることから、景観と交通安全にも配慮した工法で路面整備を行い、河内大谷線は路面の経年劣化により通行に支障がある区間について、路面整備を実施し、道路利用者の安全確保を図るものであります。

次に、橋梁につきましては、道路橋長寿命化修繕計画に基づき、修繕を行い、長寿命化を図ることで市民が安全に暮らせるまちづくりを目指すものであります。

これらいずれの事業も過疎地域の発展と地域活性化につながる事業であります。

それぞれ諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第 11 号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 10 時 55 分まで休憩いたします。

午前 10 時 40 分休憩

---

午前 10 時 55 分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 14 第 12 号議案～第 14 号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第 14、第 12 号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第 4 号）から、第 14 号議案、令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の 3 議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第 12 号議案から第 14 号議案までの補正予算 3 議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正では、令和元年度実施の各種事務事業につきまして、事業費及び財源の整理を行うほか、国の補正予算に伴い実施する事業費の追加を行います。また、年度内の完了が困難な事業については、繰越明許費を追加するものであります。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明申し上げます。

最初に、第 12 号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第 4 号）であります。歳入歳出からそれぞれ 3 億 214 万 8,000 円を減額し、補正後の総額を 256 億 1,615 万 3,000 円としております。

歳出では、不用額整理を除く主なものとしまして、総務費でふるさと納税の増収見込みに伴う特産品代や、ブナ基金積立金の増額、また、指定寄附金を次年度で活用するため、地域振興基金への積み立てを行っております。

民生費においても、指定寄附金があり、次年度で活用するため地域福祉基金に積み立てるほか、不足が見込まれる外出支援サービス事業費などの増額を行います。

また、農林水産業費で有害鳥獣捕獲事業補助金、商工費で指定管理施設修繕等負担金の増額を行っているほか、教育費では、国が令和元年度補正予算において G I G A スクール構想と称し進めることとしている、小中学校等の児童生徒一人 1 台のパソコン等端末整備のため、小中学校施設の校内通信ネットワークの高速大容量化を行うこととしております。加えて、山崎文化会館における老朽高額機器の故障に早期対処するため、修繕等負担金を追加計上しております。

これらの歳出の財源となります歳入としまして、G I G A スクール構想事業で国

庫支出金と市債を計上しているほか、寄附金では、ふるさとづくり寄附金の増額と教育振興、地域振興、社会福祉の3件の指定寄附金を追加しております。

その他の歳入では、収入見込みによる整理を行っているほか、主なものとしましては、平成30年7月豪雨災害の復旧事業に係る市債の減額に伴い、財政調整基金繰入金の増額を行っております。

繰越明許費の補正としましては、年度内に完成が困難な平成30年7月豪雨災害の復旧事業や道路新設改良事業、文化会館改修事業のほか、国補正によるGIGAスクール構想の学校通信施設ネットワーク整備事業などの追加を行っております。

次に、第13号議案、令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、歳出では、介護サービス費などの見込みに伴う整理を行うとともに、被保険者保険料の一部及び国から交付された保険者機能強化推進交付金について、次年度以降に活用するため、基金へ積み立てることとしております。

補正額は歳入歳出からそれぞれ3,002万4,000円を減額し、補正後の総額を48億4,801万9,000円としております。

次に、第14号議案、令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、歳出では、不用額整理のほか、県の揖保川流域下水道建設事業の事業費確定に伴い、当該事業の負担金を追加しております。

また、繰越明許費では、年度内での完了が困難な見込みである中比地地区における下水道改良事業について計上しております。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ4,701万4,000円を減額し、補正後の総額を26億4,492万1,000円としております。

以上、補正予算3議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げます。

それぞれ諸事情御賢察の上、何とぞ原案に賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第12号議案から第14号議案までの3議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

日程第15 第15号議案～第23号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第15、第15号議案、令和2年度宍粟市一般会計予算から、第23号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計予算までの9議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、令和2年度の予算の審議をお願いするに当たりまして、第15号議案から第23号議案の提案説明を兼ねまして、新年度の市政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

今年、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるため、開催都市のみならず、国を挙げてその成功に向けた取り組みが進められているところであります。

本市におきましても、オリンピック聖火リレーが5月24日に引原ダム、音水湖を通過し、パラリンピック聖火フェスティバルは8月の4日間、市内各地を巡回する予定であります。今その準備を進めておるところであります。

市民の皆様とともに、オリンピック・パラリンピックの機運を盛り上げるとともに、子どもたちに夢と希望を与えられるものにしていきたいと、このように考えておるところであります。

さて、本市では、第2次宍粟市総合計画前期基本計画及び宍粟市地域創生総合戦略において、人口減少対策を最重要課題に掲げ、住む、働く、産み育てる、まちの魅力を戦略の柱として展開をしてきました。令和2年度は、これまで取り組んできたまちづくりを次の世代につないでいくため、令和3年度から5年間の本市のまちづくりの方向性を示す第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生総合戦略の策定に取り組み、さらなる飛躍に向けて市政運営に邁進してまいります。

それでは、総合計画に掲げる基本方針に沿って、令和2年度の主な施策を御説明いたします。

まず、魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくりにつきまして、農業の振興では、農業の担い手の経営発展のために、人・農地プランを核とした仕組みづくりを推進するとともに、中山間地域等直接支払交付金事業により、引き続き農業生産活動の維持と農業が有する多面的機能の確保を図ってまいります。

林業の振興では、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムの構築や条件不利地で整備が進まない森林の適切な管理を推進してまいります。

商工業の振興では、総合的な仕事の相談窓口、わくわーくステーションにおいて、求職者への職業相談や就労支援を継続するほか、宍粟市人材力フル活用プラットフォーム推進会議を主体とした事業展開により、地域産業の活性化や人材の育成・確保を推進してまいります。

観光の振興では、発酵のまち推進事業を展開するほか、最上山公園をもみじの名所としてさらに充実させていくとともに、森林セラピー事業における受け入れ体制の強化を進めていくことで、交流人口の拡大による地域の活性化を図ってまいります。

次に、快適に暮らせるまちづくりにつきまして、住環境整備、土地利用の推進では、移住・定住を促進するため、空き家バンク制度をはじめとする定住相談窓口体制の充実を図るほか、森林の家づくり応援事業による支援を引き続き実施します。また、市営中山台団地2号棟の工事を進めるとともに、千種町内の山林部地籍調査に引き続き取り組んでまいります。

道路網の整備では、平成30年7月豪雨災害からの復旧を最優先に取り組む中で、市街地の骨格を形成する都市計画道路山田下広瀬線の工事に着手するとともに、山崎中心市街地の魅力あるまち並みづくりとして、山田門前線を景観に配慮したデザイン舗装により整備を進めます。また、橋梁については、宍粟市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全のための修繕や更新を引き続き行ってまいります。

上下水道の整備では、安全で安定した水道供給に向けた水源確保対策を完了させるとともに、ライフサイクルコストの縮減を図るため、施設の統廃合計画を策定します。また、山崎町内の豪雨時の対策として、雨水幹線の整備を進めてまいります。

公共交通の充実では、バス路線の利便性・効率性を引き続き検討していくとともに、さまざまな視点での意見を集約する中で、路線バス以外の移動手段も含めた持続可能な地域生活交通対策の検討を進めてまいります。

次に、環境にやさしいまちづくりにつきまして、自然環境の保全では、針広混交林化へ取り組むとともに、彩りのある美しい里山の原風景の整備を進めてまいります。

資源循環型社会の構築では、資源物回収ステーションで集積された資源物を売却し、その収益を地域へ還元することで、地域・市民のごみの分別意識の向上を図り、

ごみの減量化及び再資源化を推進してまいります。

再生可能エネルギーの活用では、引き続き木質バイオマス暖房機器等の導入を支援することで、再生可能エネルギーの利用促進及び地域資源の利活用を推進してまいります。また、第3次宍粟市環境基本計画の策定を行ってまいります。

次に、安全で安心なまちづくりにつつまして、防災体制の充実では、市内の土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定完了にあわせて、災害ハザードマップの更新や宍粟市地域防災計画を見直すほか、自主防災組織に対し自主防災マップの作成などを引き続き支援するとともに、自主防災組織と福祉関係者が連携し、災害時の避難行動要支援者の個別支援計画を作成するなど、地域防災力の向上を図ってまいります。また、危険度が高いため池の改修に取り組むとともに、利用がないため池の廃止に向けた計画づくりを進めてまいります。

消防・救急体制の充実では、日中の消火活動が困難となる地域を中心に、分団や部の連携強化や出動体制・出動範囲の見直しを進めるとともに、初期消火の体制強化として、消防協力員を配置するなど、地域の消防力の強化を図ってまいります。

防犯・交通安全の推進では、中学生を対象にスケアード・ストレイト交通安全教室を引き続き実施するほか、高齢者向けの交通安全教室において、車両安全装置の設置について啓発を行うなど、市民の交通安全意識の向上を図ります。また、防犯の取り組みとして、地域での防犯灯や防犯カメラの設置に対する支援を引き続き実施をします。さらに、安心・安全な消費生活を推進するため、相談体制を充実させるとともに、啓発事業に取り組むことで市民意識の高揚を図ります。

次に、子どもが健やかに育つまちづくりにつつまして、子育て支援の推進では、これまでのおもちゃ図書館事業に木製のおもちゃを整備するなど、木や森林について関心を高めてもらう機会を創出していくことで、木育を推進してまいります。また、新たに18歳までを対象としたインフルエンザの予防接種費用の一部や保育所・こども園に在籍する3歳児から5歳児までの給食副食費の一部を助成することで子育て世代の経済的支援を行ってまいります。さらに、病児・病後児保育施設「そらまめ」を運営し、子育てと就労の両立を支援してまいります。

学校教育の充実では、これまでの情報社会から大きく進歩した時代を生きる児童生徒に一人1台の端末機器を段階的に整備することで、次世代を担う人材育成に努めます。また、小学校・中学校を通じた英語教育を強化するための研修会を実施し、教員の英語授業における質の向上を図るとともに、小・中9年間を見通した教育課程の編成と研究等に取り組み、小中一貫教育とコミュニティスクールを一体的に推



進します。

次に、保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくりにつつまして、健康づくりの推進では、定期予防接種となるロタウイルスワクチンの予防接種の自己負担を無償化するとともに、各種予防接種の啓発を推進することで、罹患による重症化の予防を図ってまいります。

医療体制の充実では、地域医療の拠点としての役割を持つ公立宍粟総合病院において、引き続き医師等医療従事者の確保に努めるとともに、公立宍粟総合病院改革プランに基づき、良質な医療の提供と経常損益の黒字化を図ってまいります。

高齢者福祉の充実では、増加する介護人材の需要に対応するため、市内事業所と連携し、介護人材の確保・定着・育成に引き続き取り組んでまいります。また、「通いの場」の増加と内容の充実を図るとともに、特定健診の会場でフレイル健診や認知症予防健診を実施し、早期の改善を促すことで健康寿命の延伸につなげてまいります。

障がい福祉の充実では、第3次宍粟市障害者計画等に基づき、障がいのある方の社会参加の促進と地域生活支援の充実を図るとともに、第6期宍粟市障害福祉計画、第2期宍粟市障害児福祉計画の策定を行ってまいります。また、手話施策推進方針に基づき、引き続き手話で意思疎通が図りやすい環境づくりに取り組んでまいります。

地域福祉活動の充実では、近年、全国的な社会問題となっているひきこもりに対し、支援機関の情報発信、関係機関とのネットワークづくり、居場所や相談窓口などの支援拠点づくりを通じて、ひきこもり状態にある方の状況を踏まえた早期支援、自立支援を図るとともに、ひきこもり実態調査を実施し、支援策を検討する中で適切な支援へとつなげてまいります。

次に、心豊かにいきいきと学べるまちづくりにつつまして、生涯学習の推進では、生涯にわたって学ぶ環境と機会を引き続き提供するほか、一宮市民協働センター「いちのびあ」では、オンライン英会話教室を開講し、市全体における学びの多様化を図ってまいります。

スポーツ活動の推進では、オリンピック聖火リレー等を実施するほか、ワールドマスターズゲームズ2021関西カヌーポロ競技会に向け、リハーサル大会を開催するなど、市全体における大会機運の醸成を図ってまいります。

人権教育・啓発の推進では、さまざまな啓発事業を実施することにより、人権文化の定着を図るとともに、男女共同参画の推進では、男女共同参画社会の形成に向

け、一層の推進を図るため、新たに仮称であります。宍粟市男女共同参画条例の制定を進めてまいります。

次に、参画と協働のまちづくりの推進につきまして、多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進では、これまでのアドバイザーの派遣やコミュニティ支援員の配置に加えて、新たに協働のまちづくりトライやる交付金事業を創設し、小学校区などの一定の規模を有する地区のまちづくり組織の形成や、その活動を支援してまいります。また、中小企業おこし協力隊、地域再生協働員を積極的に受け入れてまいります。さらに、生活圏の拠点づくりについて、一宮圏域では、一宮市民協働センター「いちのびあ」を令和2年4月に供用開始し、千種圏域では、（仮称）千種市民協働センターの建設に着手します。また、波賀圏域では、地域との協議・調整を進めながら、設計に着手してまいります。

最後に、持続可能な行財政運営の推進につきましては、人口減少等に伴う市税の減少、合併算定替の縮減等による普通交付税の減少などにより、今後も市の財政運営は厳しい状況が見込まれることから、自主財源の確保、歳出の削減を図り、限られた財源の中で、持続可能な財政運営に努めてまいります。また、公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づく個別計画により、適正な管理を進めてまいります。

これらの事業を進めるに当たり編成した令和2年度当初予算案は、一般会計で231億3,000万円と前年度に比べ7.6%の減、特別会計と企業会計を合わせた全会計の予算総額は、445億5,135万5,000円、前年度に比べ3.5%の減となっております。

以上、予算の提案理由を兼ねまして、令和2年度の市政運営に係る施策の概要について申し上げましたが、令和2年度は、第2次宍粟市総合計画前期基本計画と宍粟市地域創生総合戦略を切れ目なく次期計画につなげていくとともに、誰ひとり取り残されないSDGsの理念のもと、時代に即したまちづくりの方向性を示す極めて重要な年度であります。

また、人口減少対策に対しましては、さらにスピード感を持ちつつ丁寧に取り組んでいくとともに、市民の皆様をはじめ地域の方々、事業者、団体、議会及び行政がまちづくりの方向性を共有し、「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現に向け、ともに考え、ともに力を合わせ、これまで取り組んできた各種施策を着実に歩み進め、次の計画につなげるという強い思いを持った責任ある予算であると思っております。

議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げ、提案理由なり、私の所信といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

次は質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事運びにつきましては、後日行いたいと思います。あらかじめ御了承賜りたいと思います。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、3月4日午前9時30分から開会します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（午前11時20分 散会）